

令和2年11月30日

内管工事新規参入および内管漏えい検査委託に関するお問い合わせ窓口について

福島ガス株式会社

当社が都市ガス供給するお客さまの敷地内において内管工事を実施いただくには、当社の「指定工事店」または「簡易内管施工登録店」としての登録が必要になります。登録の要件や手続きについてのご希望の際は、下記までお問合せください。

【申請・相談窓口】

福島ガス株式会社 営業部設計工事課

メール：sekkeikouji@f-gas.co.jp

TEL：024-534-2179

FAX：024-531-2097